

オニオンコート**ねぎねぎだより****発行** 令和4年4月 第63号**発行者** オニオンコート広報委員会

社会福祉法人 百合の会

オニオンコート

TEL (011) 774-2133

FAX (011) 774-3377

令和4年事業年度のご挨拶

社会福祉法人百合の会

オニオンコート

施設長 米木 敏洋

令和4年の春 日頃よりオニオンコートにおける老人福祉事業に対するご理解、ご協力を賜り、皆様には心より感謝申し上げます。

新型コロナウイルス（COVID-19）日本への感染以来3年目を迎え、未だ終息の見通しはつきません。入居者様、利用者様、そしてご家族様には大変な心労をおかけしている事と思います。オニオンコートの職員でも感染者が出ましたが、職員協力のもと施設内への感染拡大防止に努め、入居者、利用者様への安全を第一に介護業務を行っております。今後も安心して過ごすことなく感染対策を徹底してまいります。

オニオンコートも開設以来26年目を数え施設の整備・修繕を継続して実施してまいります。今年度は施設の老朽化に伴う屋上の防水工事と浴室設備、冷暖房システムの更新を予定しております。当施設を利用されている皆様へ快適な生活環境を提供できるよう実施してまいります。さらに、昨年度から取り組んでいる業務改善と人材育成を継続して、皆様の『生活の質向上』と『利用者本位』を目的に本事業年度を執行してまいります。

オニオンコートでの安心安楽な生活をしていただくために、経営理念である『もっと楽しく』『もっと美味しく』『もっと美しく』を実践し続け、ご利用者様、ご家族様、地域の皆様、そして各関係機関の皆様にも令和4年度事業もご指導、ご協力の程、よろしくお願いいたします。

節分



これあげる♪



オニには負けんぞ!!



やめて〜〜



ひな祭り



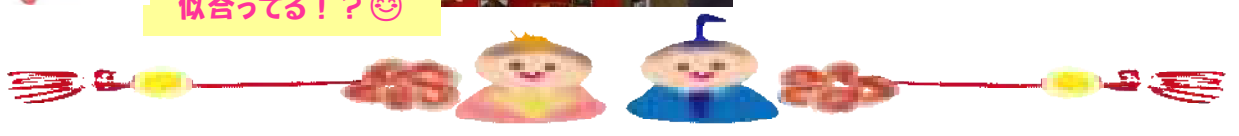
立派な雛壇だね!!



バッチリ撮れてるかしら♪



似合ってる!?! 😊



デイサービス

オニオンピック



この季節、恒例となったオニオンピック。冬の運動不足解消の為に、紅白に分かれてゲームを行いました。チームのお仲間と協力しながら、優勝目指して頑張りました。

お寿司の日



毎回、皆さんに好評のお寿司の日。板前に扮した職員が握ったお寿司に舌鼓。いつもとは違う雰囲気が進み、沢山、おかわりされていました。



グループホーム

節分



赤鬼、青鬼がやってきたぞ〜！！



赤鬼に狙いを
定めて...
そーれっ！！



鬼さんとも、仲良くなった！？



バッチリ優勝決めて、
満足です♪

ひなまつり



うれしいひなまつりを合唱♪



お雛様前ではい、ポーズ^^

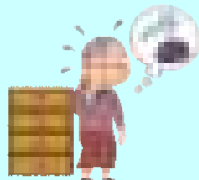


ボーリングでいざ、勝負！！



低い位置から狙って狙って！





居宅介護室より



今回は、『**成年後見制度**』についてご説明します。成年後見制度とは、認知症や知的障害などの精神疾患が原因で自己判断能力が低下した人の財産を保護するために設けられた制度です。

家庭裁判所によって専任された人を「成年後見人」と呼び、本人の代わりに財産管理や様々なサービスの利用締結・取り消しといった手続きができるようになります。

成年後見人を選定することで、たとえば認知症の父親が契約してしまった不要なサービスのキャンセルができたり、遺産相続の際に判断能力不十分で押印が無効になることを防いだり、お金にまつわるトラブルを未然に防げることがメリットです。

成年後見には大きく分けて2種類あります。

【法定後見】：家庭裁判所によって成年後見人を選任する制度

○申立人・・・本人・配偶者・4親等内の親族、検察官 ○対象者：判断能力が不十分な方

【任意後見】：本人に十分な判断能力があるうちに、自分で後見人を選任する制度

○申立人・・・本人 ○対象者：判断能力のあるうち

法定後見人の分類

分類	後見	保佐	補助
判断能力	全くない	著しく不十分	不十分
代理権	○	△審判で定められた場合のみ	△審判で定められた場合のみ
同意見	×代理権があるため	○民法規定と審判で定められた範囲	△審判で定められた範囲
取消権	○日常生活に関して以外全て	○同意見の範囲のみ	△同意見の範囲のみ
申立ての本人の同意	不要	不要	不要
医師による鑑定	原則必要	原則必要	原則必要

任意後見人について

任意後見制度とは、本人が元気なうちに後見人になってもらう人を選び「任意後見契約」を締結し、後見人に一定の権限を与える制度です。
契約締結時に判断能力に問題のない人のみ利用できます。

本人の判断能力が衰えてきたとき、契約した後見人にサポートしてもらうことができます。

ただし、この契約は「公正証書」によらなければなりません。

任意後見は契約によりますが、法定後見制度を利用する場合は家庭裁判所への申し立てが必要です。

申し立ては、本人や家族等が行うことができます。

基本的には、必要書類を家庭裁判所に提出し、家庭裁判所調査官との面談、調査、親族への照会等を行い、裁判官の判断で審判がくだされます。

地域や時期にもよりますが、申し立てから審判までは約3,4ヶ月かかります。



何か日々の生活でお困りな事が御座いましたらオニオンコート居宅介護支援事業所にご相談ください。



行事予定

令和4年6月末までの行事予定をお知らせします。
近くなったら施設内にポスターで掲示して、あらためて皆様にお知らせいたします。



20(水) フラワーアレンジメント教室

21(木) 特養、デイサービス、グループホーム誕生会



16(月) 特養、デイサービス、グループホーム誕生会

25(水) フラワーアレンジメント教室



21(金) 特養、デイサービス、グループホーム誕生会

27(水) フラワーアレンジメント教室

29(水) デイサービスランチバイキング